

## 第 9 章 資料

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策

特別措置法に基づく届出施設数

1-1 大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設、粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業

(1) ばい煙発生施設

(令和4年3月31日現在)

令別表第1の番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)	4,151	881	108	674	1,004	1,248	98	220	960	1,098	168	1,121	653	230	12,614
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉									1	2					3
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結						1				3					4
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉(14項を除										3					3
5	金属精製、鑄造用溶解炉(こしき炉、14項、24項から26項を除く)	3	2		4	2					23		2			36
6	金属鑄造、圧延、熱処理用加熱炉	6									134		1	2		143
7	石油製品等加熱炉										15					15
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔										1					1
8-2	石油ガス洗浄装置付属硫黄回収装置のうち燃焼										3					3
9	窯業製品製造用焼成炉、溶融炉	10	3			4	5			8	7		5	3		45
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉(26項を除く)												1			1
11	乾燥炉(14項を除く)	56	27	4	18	50	61	5	10	207	42	9	341	18	12	860
12	製銃、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	1									10					11
13	廃棄物焼却炉	33	11	8	7	14	15	1	7	25	11	9	14	9	6	170
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉															
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設															
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設															
17	塩化第2鉄製造用溶解槽										1					1
18	活性炭製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)用反応炉															
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設										14					14
20	アルミニウム製錬用電解炉															
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉										1					1
22	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設															
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉、焼成炉															
24	鉛第2次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶解炉										1					1
25	鉛蓄電池製造用溶解炉															
26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設															
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設															
28	コークス炉										2					2
29	ガスタービン	243	10	2	19	8	23	2	4	4	27	8	19	27	2	398
30	ディーゼル機関	856	75	36	104	254	135	15	42	90	164	21	134	90	27	2,043
31	ガス機関	87	5			1	16		2	6	11		24	4	9	165
32	ガソリン機関															
施設数合計		5,446	1,014	158	826	1,337	1,504	121	285	1,301	1,573	215	1,662	806	286	16,534
工場・事業場数合計		2,241	522	77	395	579	735	65	165	607	595	127	651	382	156	7,297

(2) 一般粉じん発生施設

令別表第2の項番号	施設名	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	コークス炉										2					2
2	堆積場	161	200	43	128	201	156	33	119	300	186	54	301	122	28	2,032
3	コンベア	171	131	31	146	130	125	11	40	139	529	44	130	99	23	1,749
4	破砕機、摩砕機	43	66	19	85	43	72	5	15	72	67	32	70	42	18	649
5	ふるい	63	22	8	40	15	29	2	9	17	49	14	16	14	6	304
施設数合計		438	419	101	399	389	382	51	183	528	833	144	517	277	75	4,736
届出事業場・工場数		120	64	32	76	119	99	19	65	165	113	40	204	66	26	1,208

(3) 特定粉じん排出等作業

規則別表第7項番号	作業の種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	解体作業	49	6	1	4	7	6		3	10	18		3	7		114
2	建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	2								1	3		3	1	1	11
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業										1					1
4	改造・補修作業	49	10	1		6	10		2	11	24	1	5	4	3	126
合計		100	16	2	4	13	16		5	22	46	1	11	12	4	252

※合計は1,2,3,4に係る合計数のうち、重複を除いた作業件数を計上する。

1-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出されている大気基準適用施設

(令和4年3月31日現在)

令別表第1の項番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	焼結鉍製造用焼結炉										1					1
2	製鋼用電気炉										2					2
3	亜鉛回収施設															
4	アルミニウム合金製造施設										15					15
5	廃棄物焼却炉	21	7	8	13	18	18	2	12	28	21	13	29	14	8	212
施設数合計		21	7	8	13	18	18	2	12	28	39	13	29	14	8	230
工場・事業場数合計		11	6	4	11	15	14	2	12	19	22	10	21	10	6	163

1-3 大気汚染防止法に基づき届出されている水銀排出施設

(令和4年3月31日現在)

施行規則別表第三の三の項番号	施設種類	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計	
1	小型石炭混焼ボイラー															0	
	内訳	小型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
		小型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)															0
2	石炭燃焼ボイラー		1													1	
	内訳	石炭専焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
		石炭専焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)		1													1
		大型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
		大型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)															0
3	一次施設(銅又は工業金)															0	
	内訳	一次施設 銅															0
		一次施設 工業金															0
4	一次施設(鉛又は亜鉛)															0	
	内訳	一次施設 鉛															0
		一次施設 亜鉛															0
5	二次施設(銅、鉛又は亜鉛)				1											1	
	内訳	二次施設 銅															0
		二次施設 鉛				1											1
		二次施設 亜鉛															0
6	二次施設(工業金)															0	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉				1		3									4	
8	廃棄物焼却炉	10	29	8	12	9	12	6	17	1	7	16	13	8	6	154	
	内訳	廃棄物焼却炉(一般廃棄物)	5	15	5	8	9	9	6	11		5	12	8	5	4	102
		廃棄物焼却炉(産業廃棄物)	5	6	2	4		3		3	1	2	4	5	3	1	39
		廃棄物焼却炉(下水汚泥)		8	1					3						1	13
9	水銀回収施設										5					5	
施設数合計		10	30	8	14	9	15	6	17	1	7	21	13	8	6	165	
工場・事業場数計		6	15	7	9	6	9	3	11	1	6	9	10	6	4	102	

北海道の大気環境  
(令和3年度(2021年度)測定結果 第59報)

令和5年(2023年)9月発行

発行：北海道

編集：環境生活部環境保全局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 内線24-265 (大気環境係)